

退職者医療制度

現在、国民健康保険に加入しており、長年会社や役所等に勤めている年金を受けていたり、70歳未満の人およびその家族は、「退職者医療制度」に移行されます。

どんな給付が受けられるか

退職者医療制度で診療を受ける場合には、次のような給付が受けられます。

退職者本人	かかった医療費の8割（自己負担2割）
扶養家族	外来受診—7割（自己負担3割）
入院—8割（自己負担2割）	

①国民健康保険の加入者で、厚生年金、船員保険あるいは各種共済組合から老齢（退職）年金を受けている被用者年金受給者。

②40歳以降に上記の被用者年金に加入し、その期間が10年以上ある通算老齢年金を受けている人。

③被保険者本人の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある人も含む）三親等以内の親族で、被用者保険本人と一緒に世帯で、主として被保険者本人により生計を維持している人（ただし、年間収入が百万円以上ある人は被扶養者にはなりません）

固定資産税課税台帳総覧期間
4月1日～4月20日
場所 役場 税務課

どんな人が加入するのか

6月18日以後の戦没者の遺族のうち、昭和60年4月

支給の方法

特別弔慰金は、戦没者1人に對して、額面30万円の国債で支給され、昭和61年から昭和70年までの10年間にわたりて毎年3万円づつ償還されます。

支給の対象者

1日現在において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合です。

戦没者遺族特別弔慰金

6月13日

請求期限が迫っています

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されることをご存じですか。

特別弔慰金は、戦後40周年にあたって、国があらためて戦没者の遺族の方々に対し、弔慰の意を表すために支給されるものです。この請求期限が迫っていますので、該当する方は、次のことに注意して早目に請求してください。

ていた①父母 ②孫 ③祖父
母 ④兄弟姉妹（婚姻、養子）
③祖父母 ④兄弟姉妹 ⑤その他三親等内の親族（戦没者死亡まで引き続いて1年以上生計を共にしていた方に限ります）
なお、昭和60年6月14日以降にすでに請求された方及び同順位の遺族として請求に同意された方は、請求しても重ねて受けることができませんので、くれぐれもご注意ください。

請求の期限

請求の期限は、昭和63年6月13日です。期限までに請求しませんと受給できなくなりますからご注意ください。

請求用紙は福祉保健課に備えてあります。他に戸籍抄本等も必要になりますが、支給条件、支給順位など、詳しいことは福祉保健課までお問い合わせください。

(1) 昭和60年4月1日までに弔慰金（遺族国庫債券）を受けた方 戰没者の子 戰没者と生計を共にし

(2) 戰没者の子 戰没者と生計を共にし

(3) 戰没者の子 戰没者と生計を共にし

特別弔慰金をうけることができる方は、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従つて最も順位が先の方お一人に限ります。

6月18日以後の戦没者の遺族のうち、昭和60年4月1日までに弔慰金（遺族国庫債券）を受けた方 戰没者の子 戰没者と生計を共にし